地域貢献活動団体設立費助成金交付決定までの手続き ~過去に認定を受けた団体~

以前に助成を受けた事業と全く同一の事業では助成を受けることはでき ません。(事業の拡大や別事業の追加など、ステップアップが必要です)

①地域貢献活動団体設立費助成金交付申請書(様式第3号)を地域振興課へ提出(団体→市)

【添付書類】

- | 団体概要書
- 2 事業計画書 (ステップアップ項目を記載)
- 3 収支予算書
- 4 宣誓書
- 5 団体構成員または役員名簿
- 6 団体の決算書(直近のもの)
- 7 団体の定款,会則またはこれに準ずるもの
- ※5、7については前回提出時から変更ない場合は不要







②市の審査





③交付決定通知を送付(市→団体)



事業開始 (助成金申請に係る)

④概算払分の請求書(請求書兼委任状)の提出 (団体→市)

※交付決定額の8割まで概算払いが可能

ex) 交付決定額 50,000円 概算払限度額 40,000円

振込先の口座名義が請求者 (団体の代表者)と異なる場合 は、「請求書兼委任状」を利用